

夏期ケータリングカー設置及び販売手数料仕様書

1. 設置場所 藤沢市鵠沼海岸6-12-1 藤沢市八部公園プール棟前
2. 期 間 2018年(平成30年)7月1日(日)から
2018年(平成30年)9月9日(日)まで
(8月11日(土祝)を除く)
※設置及び販売日は事前に予定表を提出し、調整の上決定するものとする
3. ケータリングカー
食品販売 (生鮮食品・アルコール類の販売不可)
販売価格 500円以内(税込)
寸法形状 1台
車体の全幅 2.5m以内
車体の全長 5.5m以内
車体の全高 2.5m以内
※食品衛生責任者の資格取得者を設置すること
※藤沢市保健所が発行する営業許可証を取得していること
※今回新規に事業として行う場合は開業届出を提出すること(所得税法第229条に準ずる)
4. 手数料
 - ① お見積りの販売手数料についてはパーセントでお願いします。(下限10%)
 - ② 当財団の指定する方法により、臨時販売行為終了後2週間以内にお支払いいただきます。
 - ③ 手数料お支払日までに当該販売手数料明細書(売上個数・売上金・販売手数料記載のもの)を提出していただきます。
5. 管理保全、その他
 - ① 消防法を遵守すること。
 - ② 発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意し、お客様の安全に務めること。
 - ③ 安全管理に務め、必要に応じて整理員等を配置すること。
 - ④ 販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
 - ⑤ 店舗前にゴミ箱を設置・処理し、公園内には捨てないこと。
 - ⑥ ケータリング設置については、電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。
 - ⑦ 必要備品・電源等は、各自で用意すること。
 - ⑧ 公園内で承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
 - ⑨ 施設等を破損した場合は、施設管理者に連絡をし、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。
 - ⑩ 他の施設運営に支障をきたさないこと。
 - ⑪ 品目・価格を見やすいところに表示すること。
 - ⑫ 使用施設に関する条例・規則(藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用)を遵守すること。
 - ⑬ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
 - ⑭ 盗難、破損等に関して、施設事務所では一切の責任を負いません。
 - ⑮ その他、販売に関する詳細については施設管理責任者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止することがあります。

以上



**ケータリング
設置場所**